

令和元年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 5 月 8 日

担当部・課：総務部秘書広報課〔内線 4 0 2 2〕

牡鹿総合支所地域振興課〔4 5 - 2 1 1 1〕

① 件 名
石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館の閉館について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>復興まちづくり情報交流館牡鹿館は、震災からの復旧・復興事業の進捗状況や地域のまちづくりの取り組みに関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として、平成 28 年 3 月に設置された。</p> <p>本施設は、設置当初より、新たな震災伝承施設が整備された時点で閉館することとしており、牡鹿地区においては、鮎川浜地区拠点エリア整備事業により、情報交流館の機能を承継する「観光物産交流施設」が整備され、本年 9 月 1 日に開設される。</p> <p>【目的】</p> <p>観光物産交流施設に情報交流館の機能を承継することにより、震災復興情報の発信、牡鹿地域の観光振興、観光客と市民との交流促進等による地域の活性化が一体的に図られる。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市復興まちづくり情報交流館条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 49 号） 石巻市復興まちづくり情報交流館条例施行規則（平成 27 年 3 月 2 日規則第 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>【〔震災復興計画との整合性 <input checked="" type="checkbox"/>有・無〕】</p> <p>施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり 1 新たな防災体制の構築 (4) 震災記録の継承</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 28 年 3 月 石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館設置 4 月 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会と指定管理に関する基本協定締結 （指定管理期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（3 年間））</p> <p>平成 29 年 11 月 復興まちづくり情報交流館の承継施設について総合支所及び関係課と協議 平成 30 年 10 月 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会（指定管理者）役員会において承継施設及び閉館時期等について説明</p> <p>平成 31 年 4 月 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会と指定管理に関する基本協定締結 （指定管理期間：平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日（1 年間））</p>
⑤ 主な内容
<p>【廃止する施設】</p> <p>石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館</p> <p>【施設の概要】</p> <p>位 置：石巻市鮎川浜湊川 63 番地 設置年月日：平成 28 年 3 月 8 日 建 物 構 造：軽量鉄骨造平屋建 延 床 面 積：129.42 平方メートル</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 施設の管理運営費の削減が図られる。 【市財政への負担】 平成31年度指定管理料（6,070千円）の軽減</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和元年6月 市議会第2回定例会に石巻市復興まちづくり情報交流館条例の一部改正案を提出 （令和元年9月1日施行予定） 7月～ 石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館閉館の周知 9月 石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館閉館</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>【閉館後の建物の利活用】 牡鹿地区に計画されているパークゴルフ場整備事業において、閉館後の牡鹿館をクラブハウスとして活用することを検討中 【他の交流館の機能承継の考え方】 中央館：石巻市震災伝承計画に基づき整備される震災遺構施設「旧門脇小学校校舎」が、新たな震災伝承を担う施設となる。 雄勝館：雄勝中心部拠点整備事業で整備する「雄勝硯伝統産業会館」内に震災関連情報を発信するスペースを設置 北上館：サンパーク拠点整備事業で整備する「総合支所・公民館複合施設」内に震災関連情報を発信するスペースを設置</p>